

石水営第363号
令和元年8月1日

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘 一 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

指定給水装置工事事業者指定手数料の改正について（諮問）

下記案件について、石狩市水道事業運営委員会条例（平成5年条例第10号）第2条の規定に基づき諮問致します。

記

諮問案件： 指定給水装置工事事業者指定手数料の改正について

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行により、令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者制度へ更新制が導入されることに伴い、石狩市水道事業給水条例第31条（別表第4）に規定する指定給水装置工事事業者指定手数料の改正が必要となったため諮問します。

（現 行）

指定給水装置工事事業者の指定 10,000円

（改正案）

指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新 10,000円

令和元年 8 月 1 日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘 一

指定給水装置工事事業者指定手数料の改正について（答申）

令和元年 8 月 1 日付け石水営第 3 6 3 号で諮問のあった下記案件
について、審議の結果、妥当であると判断する。

記

「指定給水装置工事事業者指定手数料の改正について」

(現 行)

指定給水装置工事事業者の指定 1 0, 0 0 0 円

(改正案)

指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新 1 0, 0 0 0 円

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行により、令和元年 10 月 1 日より指定給水装置工事事業者制度へ更新制が導入されることに伴い、石狩市水道事業給水条例第 31 条（別表第 4）に規定する指定給水装置工事事業者指定手数料を改正しようとする、この度の諮問は、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断します。

以上